

試験手数料・機器使用料

減免制度が変わります！

- ★ 変更は【令和5年4月1日】から
- ★ 交付済の【減免承認通知書】はすべて【利用不可】
- ★ 4月以降の減免適用には【改めて申請が必要】
- ★ 減免期間は令和5年度の1年間限り
- ★ 減免要件の【変更あり】

【R 4.4.1 以降に】、次の公的融資・助成制度の利用がある、または信用保証協会の認定を受けていること

実施主体	制度名称
国	雇用調整助成金 産業雇用安定助成金（出向元事業主に限る）
岐阜県	原油価格・物価高騰等対策資金 危機関連対応資金
日本政策金融公庫	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付） 新型コロナウイルス感染症特別貸付 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
商工組合中央金庫	危機対応融資
信用保証協会	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証 伴走支援型特別保証（新）

◆注意！【令和4年度以前の減免要件から除外されるもの】

「持続化給付金」 「事業復活支援金」

「新型コロナウイルス感染症対策資金」 「新型コロナウイルス感染症対応資金」